

報告第361号

住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度の
セキュリティ対策の実施状況等について

令和5年10月27日
地域行政部住民記録・戸籍課
地域行政部マイナンバー担当課

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例第13条第2項及び世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第14条第2項の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況とセキュリティ対策

(1) 統合端末の設置状況

- ・住民記録・戸籍課住民記録のほか22か所に住基ネットを閲覧できる統合端末を設置している。
- ・統合端末の設置環境の保全及び関係職員のセキュリティ意識の維持向上を図ることを目的として、各統合端末設置所属に端末機管理責任者と補助者を設置している。
- ・マイナンバーカードの利用拡大に伴い、令和4年度末に5つのまちづくりセンター（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷）に統合端末を設置した。
詳細は項番7(3)参照

(2) 統合端末のセキュリティ対策

- ・人事異動のタイミングで統合端末設置所属に操作者管理台帳を提出させ、常に権限のある者のみが端末にアクセス可能にしている。
- ・定期的に統合端末の操作ログ分析を行い、不審な操作履歴がないかを確認している。
- ・定期的にログの分析を実施していることを端末機利用所属に周知することにより、不正利用の抑止を図る。

2 住民基本台帳ネットワークシステム関連の各種実績

*令和5年3月31日現在

(1) 特例転出入・継続利用の実績

届出等の種類	令和3年度	令和4年度	制度開始 (平成24年7月) からの累計
特例転出	9,254件	13,630件	38,965件
特例転入	12,026件	17,862件	56,892件
マイナンバーカード継続利用	23,119件	30,712件	94,257件

(2) 住民票広域交付の実績

種類	令和3年度	令和4年度	制度開始 (平成15年8月) からの累計
証明書の交付 世田谷区で他市町村の住民票を請求	641通	568通	11,537通
証明書情報の送信 他市町村で世田谷区の住民票を請求	1,096通	1,057通	19,829通

3 本人確認情報の提供・利用

マイナンバー制度開始に伴い、個人番号利用事務上の事務処理を行う際に住基ネットの本人確認情報()を参照することができることとなった。(住基法30条の10～15)

本人確認情報・・・氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード、個人番号、付随情報

マイナンバー制度の情報連携(平成29年7月～試行運用、平成29年11月～本格運用)では、氏名等の基本情報は住基ネットで本人確認情報を照会し、所得等の業務上必要な情報は情報提供ネットワークシステムで特定個人情報を照会することとなっている。

個人番号利用事務を所管する庁内各課の住基ネット利用状況は後記のとおり。

個人番号利用事務別の本人確認情報照会件数 *令和5年3月31日現在

個人番号利用事務	令和3年度	令和4年度
住民税	7,725件	7,162件
国民健康保険	176件	1,084件
介護保険	70件	112件
後期高齢	111件	2件
生活保護	37件	17件
児童手当	10,057件	10,045件
児童扶養手当	170件	141件
特別児童扶養手当	19件	58件
福祉資金貸付	0件	0件
予防接種	18件	23件
選挙	438件	30件
公的給付	359件	2,591件
合計	19,180件	21,265件

< 個人番号利用事務所管課の住基ネット利用について >

- ・個人番号利用事務所管課(以下「所管課」という。)が住基ネット利用を行う必要がある際は、予め住民記録・戸籍課(以下「住民記録」という。)へ利用申請を行う。
- ・住民記録は当該申請を審査・承認し、所管課の職員に端末機の操作権限を付与する。

- ・所管課の職員は、住民記録事務室に設置している統合端末で住基ネットを利用する。
- ・所管課の職員が住基ネットを利用する際は、事前に住民記録へ予約を行い、利用終了後は利用記録簿を記入する。

4 令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議開催状況

- (1)第1回住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議(令和4年8月18日)
<報告事項>
- ・世田谷区における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理に係る役職者一覧(令和4年度)について
 - ・住基ネット庁内緊急連絡網について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム操作ログの分析結果について
 - ・令和3年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査の結果について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ研修の実施結果報告について
 - ・情報セキュリティ関連研修の実施状況について
 - ・セキュリティ強化対策の実施状況について
- (2)第2回住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議(令和5年3月24日)
<報告事項>
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム操作ログの分析結果について
 - ・「世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例」の改正について
 - ・令和4年度住基ネット自己点検にかかる緊急時対応訓練の実施について
 - ・令和4年度区市町村向け緊急時対応訓練の実施結果について
 - ・セキュリティ強化対策の実施状況について

5 令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査実施状況

令和5年2月10日実施

<指摘事項>

- ・窓口事務及び窓口指導について、概ね適正に行われていると判断する。
- ・昨年度指摘した端末機管理責任者の認識不足と統合端末の盗難防止措置漏れが改善していることを確認した。これらの指摘事項については、組織体制の変更やレイアウトの変更があったとしても、改善した取組みが継続されるよう徹底していただきたい。

6 マイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況（特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の実施状況）

- (1) 世田谷区情報セキュリティポリシー（基本方針、対策基準）に基づく運用
- 情報資産管理について
- ・情報資産管理台帳の随時更新
 - ・資産管理ソフトウェアによる情報資産管理（庁内情報網に接続されるパソコン及び導入されるソフトウェアをネットワーク経由で随時監視）
- 物理的対策について
- ・24時間365日機械警備と土日祝日及び夜間有人警備の併用（事務センター）
 - ・生体認証による入退室管理（事務センター）
 - ・ICカード認証による入退室管理（本庁舎の帳票保管庫、サーバ室等4箇所）
 - ・情報セキュリティ実施手順による機器、記録媒体等の適正な管理（各課）
- 本庁舎のICカード認証場所は、TDM室、帳票保管庫、3庁3階サービスデスク詰所入口扉及びサーバ室入口扉の4ヶ所。
- 人的対策について
- ・情報セキュリティ研修等の実施
 - ・情報セキュリティ実施手順書の更新に関する周知を実施
 - ・庁内情報共有サイトによる情報関連知識の共有・セキュリティ意識啓発
 - ・庁内情報共有サイトを用いたセキュリティインシデントに関わる注意喚起
- 技術及び運用における対策について
- ・不正侵入・不正アクセスの監視（攻撃の恐れがある通信を24時間365日監視）
 - ・内部ネットワークと外部との通信制御（許可されていないプロトコルの遮断）
 - ・迷惑メールのブロック
 - ・ウィルス侵入の防止（メール添付ファイルからウィルスを検出・除去、およびインターネット閲覧時のブロック）
 - ・「都区市町村情報セキュリティクラウド」への参加継続
 - ・ネットワーク監視（ネットワーク機器の監視）
 - ・ユーザ管理（不必要なユーザ権限やアクセス権の制限）
 - ・アクセス制御（端末が接続するネットワークエリア、サーバの制御）
 - ・ループ検出・遮断（ケーブル誤接続等による通信障害を検出し、他エリアへの影響を遮断）
 - ・ウィルス感染対策（サーバや端末機のメモリーやディスク上のウィルスを検出・除去）
 - ・クライアント管理（端末機の設定変更やプログラム実行状況を監視）
- (2) 個人番号利用事務における番号確認、本人確認の運用
- ・窓口において個人番号を取り扱う際は、「個人番号を利用する事務における本人確認等に関する事項のガイドライン」に基づいた個人番号の確認と本人確認を実施している。
- (3) 情報セキュリティに関する即応体制の整備について
- ・世田谷区 CSIRT 情報セキュリティインシデント対応マニュアルの改訂
 - ・世田谷区 CSIRT 訓練の実施
- 実施日：令和4年10月28日 実施場所：1・B・1会議室
- ・セキュリティインシデントの情報共有

7 マイナンバーカードの交付状況等

(1) マイナンバーカードの交付体制

< 交付方式 >

交付時来庁方式 制度開始当初から実施している交付方法

- ・区民が、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ交付申請する。
郵送・WEB・証明書用写真撮影機
- ・その後、申請者に区窓口へ来庁してもらい、本人確認後にカードを交付する。
カードの暗証番号は、申請者本人がタッチパネルを使って設定する。

申請時来庁方式 平成29年9月20日から実施。顔写真無料撮影サービスあり

- ・交付申請を区窓口で受け付け、本人確認を行う。
カードに設定する暗証番号を「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書」に記入してもらい、区で預かる。
- ・その後、区はカードに暗証番号を設定し、申請者へ本人限定受取郵便で送付する。
「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書」は、設定作業の完了後直ちに廃棄（シュレッダー処分）する。

< 本人確認 >

本人確認は国の事務処理要領に基づき、顔認証システムによる判定及び本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）の提示により行っている。

< セキュリティ対策 >

- ・カードの交付前設定等の作業は、暗証番号により入室を制限しているマイナンバー担当課内の作業室で行っている。
- ・窓口で本人確認資料の確認や暗証番号設定を行う際は、パーティション等で仕切られた個別のブースを使用している。

< 取扱窓口 >

令和4年度実績

窓口	開設時間	方式
出張所	・月～金：概ね9:00～15:30	交・申
各総合支所マイナンバーカード特設窓口 （くみん窓口） 令和3年5月18日から	・月～土：9:30～16:00 第3土曜を除く。	交
マイナンバーカード専用窓口	・月～金：11:00～18:30 ・土日：9:00～16:30 第3土曜とそれに続く日曜を除く。	交・申
臨時窓口 世田谷以外の各地域で原則月1回開設	・9:30～16:00	交・申
期間限定窓口（令和5年1月13日から） * 世田谷区役所第3庁舎1階	・月～金 9:00～16:00	交

交：交付時来庁方式 申：申請時来庁方式

(2) マイナンバーカードにかかる事務実績等

< 交付事務実績 >

マイナンバーカードの交付事務実績

* 制度開始（平成28年1月）からの累計 * 令和5年3月31日現在

状況		令和3年度	令和4年度
交付申請		526,379件	768,966件
交付前設定済		478,855件	662,977件
内訳	交付済	439,506件	579,343件
	未交付	39,349件	83,634件

マイナンバーカードの交付準備ができているもの（申請者本人からの交付受付待ちの状態）。申請取消・転出・死亡等を含む。

マイナンバーカードの電子証明書発行実績

* 令和5年3月31日現在

証明書の種類	令和3年度	令和4年度	制度開始(H28.1)からの累計
署名用電子証明書	173,860件	242,960件	827,313件
利用者証明用電子証明書	166,427件	234,701件	802,817件

発行とは、電子証明書の新規発行及び更新・再発行等のこと。

累計件数が交付済みマイナンバーカード累計件数より多いのは、有効期限切れ更新・パスワード忘れ等再設定（再発行）を含むためと推測される。

< マイナンバーカード運用状況 >

状況		令和4年4月1日	令和5年4月1日
有効カード枚数 (人口比)		411,263枚 (44.8%)	537,246枚 (58.6%)
内訳	運用中	410,654枚	536,208枚
	一時停止	609枚	1,038枚
廃止カード枚数		31,439枚	46,923枚

有効カードとは、世田谷区に現に住所があり、有効なマイナンバーカードを保有している件数。交付済み件数との差は転出・死亡・有効期限切れ等。

(3) まちづくりセンターにおける電子証明書発行等業務

マイナンバーカードの電子証明書発行等業務は、各総合支所くみん窓口・出張のみでの取扱いとなっていたが、令和5年3月20日より、一部のまちづくりセンターにおいても取扱いを開始した。

取扱い窓口 * 令和5年3月31日現在

窓口	受付時間
上馬まちづくりセンター	月～金 8:30～17:00
梅丘まちづくりセンター	
奥沢まちづくりセンター	
祖師谷まちづくりセンター	
上祖師谷まちづくりセンター	

取扱い業務

- ・マイナンバーカードの電子証明書の発行・再発行
- ・暗証番号・初期化再設定
- ・マイナンバーカード交付申請書の交付

発行実績 *令和5年3月20日から令和5年3月31日まで

証明書の種類	令和4年度
署名用電子証明書	25件
利用者証明用電子証明書	32件

8 令和4年度マイナンバー制度セキュリティ会議開催状況

(1) 第1回マイナンバー制度セキュリティ会議(令和4年8月18日)

< 審議事項 >

- ・特定個人情報保護評価の再実施について(国民健康保険 保険料収納事務)

< 報告事項 >

- ・令和3年度マイナンバー制度セキュリティ対策監査委員会が行う監査の実施結果について
- ・令和3年度特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の実施状況について
- ・令和3年度情報セキュリティ対策に係る研修・説明会等の実施結果について

(2) 第2回マイナンバー制度セキュリティ会議(令和4年11月29日)

< 審議事項 >

- ・特定個人情報保護評価の再実施について(予防接種事務)

(3) 第3回マイナンバー制度セキュリティ会議(令和5年3月15日)

< 審議事項 >

- ・令和5年度特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の年間運用計画について
- ・令和5年度情報セキュリティ対策に係る研修・説明会等の実施計画について

< 報告事項 >

- ・マイナンバーカードの交付・運用状況について
- ・「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」の改正について
- ・個人情報保護委員会による立入検査の実施結果について

9 令和4年度マイナンバー制度セキュリティ監査実施状況

令和5年2月10日実施

< 指摘事項 >

各窓口において事務が概ね適正に行われていると判断され、特段の指摘事項はなかった。

10 マイナンバー諸問題について

(1) マイナンバー情報総点検

概要

健康保険の資格情報や公金受取口座情報などのマイナンバーとの誤紐づけ事案が全国的に問題となったことを受け、国は令和5年6月21日に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナポータルで閲覧可能な全情報について、紐付けが正確に行われているか点検を行うこととした。

具体的には、国（マイナンバー情報総点検本部）が、紐付けを行っている全ての事務の実施機関に対して、現場で行われている紐付け方法を事前調査して個別データの点検が必要となるケースの整理を行い、誤って紐づけるおそれがあるとされた実施機関のみが個別データの点検作業を実施することとなった。

対象自治体数：全 国 344自治体 / 1,788
東京都 6自治体 / 63

世田谷区の状況

マイナンバー情報総点検本部が行った、紐づけ状況に関する事前調査の結果、世田谷区は個別データ点検作業の対象外となった。

現時点でマイナンバーに関して区内で問題となるような事象は確認されていないものの、引き続き、窓口等での個人番号利用事務における本人確認を徹底するなど、適正な事務の執行に努めていく。

スケジュール

- ・紐づけ状況に関する事前調査（6月下旬～7月下旬）
- ・点検対象機関の公表（9月6日）
- ・個別データの点検作業（11月末まで 対象自治体のみ）

(2) 他自治体での証明書コンビニ交付の誤交付について

- ・令和5年3月27日以降、富士通 Japan 株式会社の提供するコンビニ交付システムを利用する自治体において、誤って別人の証明書が交付される等の事案が複数発生した（詳細は下記のとおり）。世田谷区の証明書コンビニ交付サービスでは同事業者が提供するシステムを利用しているが、誤交付が発生した自治体とは異なるシステム構成（ ）となっており、当区で誤交付は発生していない。

政令指定都市用のシステムのみ不具合、同社が開発した新しいシステムのみ不具合（当区では旧システムを利用）等。

- ・総務省からの通知及び同社からの要請を受け、令和5年5月28日にシステムを停止し点検を行い、問題がないことを確認した。
- ・点検後の令和5年6月28日に他自治体で新たに誤交付が発生した。当該自治体での誤交付の原因は過去の修正プログラムの適用漏れであった。当区では誤交付の原因となる修正プログラムの適用漏れがないことを確認している。

富士通 Japan 株式会社における誤交付等経過

令和5年3月27日	横浜市で別人の証明書が発行された。 【内訳】住民票の写し6件、記載事項証明書2件、印鑑登録証明書2件の計10件
令和5年5月1日 公表	足立区で別人の証明書が発行されていた。 【内訳】住民票の写し1件（令和5年3月22日発行）、 印鑑登録証明書1件（令和5年4月18日発行）の計2件
令和5年5月2日	川崎市で別人の証明書が発行された。 【内訳】戸籍証明書1件
令和5年5月11日 公表	徳島市で別人の証明書が発行されていた。 【内訳】戸籍証明書1件（令和5年3月27日発行） 住民票の写しを申請したところ、別人の戸籍証明書が誤発行された。
令和5年5月12日	新潟市で抹消処理済みの印鑑登録証明書が発行された。 【内訳】印鑑登録証明書3件（うち2件は追跡調査により令和5年5月14日に確認）
令和5年5月16日 公表	さいたま市で抹消処理済みの印鑑登録証明書が発行されていた。 【内訳】印鑑登録証明書3件（令和3年10月8日～令和4年10月14日発行）
令和5年5月16日 公表	熊本市で抹消処理済みの印鑑登録証明書が発行されていた。 【内訳】印鑑登録証明書5件（令和2年12月～令和5年3月発行）
令和5年6月28日	福岡県宗像市で別人の証明書が発行された。 【内訳】住民票の写し1件

報告第362号

個人情報を取り扱う業務の審査の状況について
 (令和5年4月2日から同年8月31日までの審査分)

令和5年10月27日
 総務部区政情報課

区の各実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会)が個人情報を取り扱う業務(外部委託、目的外利用、外部提供、オンライン結合及びシステム導入)を実施する際には、世田谷区個人情報保護管理基準に基づき、各所管課において審査基準による審査を実施することとしている。

令和5年4月2日から同年8月31日までの期間に審査が行われた業務のうち、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱う案件について、世田谷区個人情報保護条例第4条第2項第1号及び世田谷区個人情報の保護に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 審査件数(審査基準別)

(1) 外部委託の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	31	4	4
教育委員会	4	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	35	4	4

(2) 目的外利用の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	3	1	1
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	3	1	1

(3) 外部提供の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	17	2	2
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	17	2	2

(4) オンライン結合・システム導入における審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	10	3	3
教育委員会	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	11	3	3

2 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱う案件（一覧）

報告資料No. 2 - 2 ~ 報告資料No. 2 - 5のとおり

要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	委託の内容	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に係るオンライン業務を委託する。委託先は、提出された申請書類の内容を確認し、給付に必要なデータを作成して区へ引き渡す。なお、不備がある申請書類については申請者への照会も行う。また、区民からの電話又は対面での問い合わせに対応する。	区長	保健福祉政策部 保健福祉政策課	有	有	国籍 ドメスティック・バイオレンス
2	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に係るシステム構築及び保守を委託する。委託先は、管理システムを構築し、障害対応等のシステム保守を行う。また、区が提供する給付対象者のデータをセットアップするとともに、給付対象者データを作成する。	区長	保健福祉政策部 保健福祉政策課	有	有	国籍 ドメスティック・バイオレンス
3	児童相談所一時保護所の目的、性格、役割及び関係法令等を理解し、一時保護所に保護された児童の人権や心情等に十分配慮した上で、一時保護所第三者評価の実施を委託する。	区長	子ども・若者部 児童相談支援課	有	有	ドメスティック・バイオレンス
4	児童相談所における記録作成業務等の効率化を目的とする「AiCANアプリを活用した実証実験」への参加に際し、AiCANアプリの保守を委託する。	区長	子ども・若者部 児童相談支援課	有	有	ドメスティック・バイオレンス

目的外利用の審査基準案件一覧

要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	利用目的	該当条項	実施機関	保有課	利用課	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内訳
1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金支給事業の申請書の発送対象者の抽出及び支給可否の審査業務において利用する。	第69条第1項	区長	保健福祉政策部 保健福祉政策課	保健福祉政策部 保健福祉政策課	有	有	ドメスティック・バイオレンス

要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	地方自治体	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金において、児童福祉法、障害者総合支援法、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法及び生活保護法で規定する施設等に入所している児童等について、都道府県等と連絡調整することにより、本給付金の支給対象となるか判断する。また、世田谷区から他自治体への転出者について、転出先の自治体からの本給付金の支給状況等の照会に対応し、提供先は支給対象となるかの判断に活用する。	第69条第1項	区長	保健福祉政策部 保健福祉政策課	有	有	ドメスティック・バイオレンス
2	東京家庭裁判所	家事事件手続法第6条2号及び家事事件手続規則第45条に基づく東京家庭裁判所からの調査の囑託に対し、必要な個人情報を提供し、提供先は事件の審理のために利用する。	第69条第1項	区長	烏山総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課	有	有	ドメスティック・バイオレンス

オンライン結合・システム導入における審査基準案件一覧

報告資料No. 2 - 5

要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	オンライン結合・システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	システム導入	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金において、多数の給付対象者情報を正確かつ効率的に管理するために、新たに管理システムを構築する。当該システムを構築した後、申請書の受付・進捗状況を記録し、申請者からの照会等へ迅速かつ的確に対応する。	区長	保健福祉政策部 保健福祉政策課	有	有	国籍 ドメスティック・バイオレンス
2	オンライン結合	住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金において、区から送付する申請書、支給決定通知書等のデータ（区から委託先へ提供）及び申請者から返送された申請内容の入力データ（委託先から区へ納品）について、L G W A N回線を利用したデータ送信により授受する。	区長	保健福祉政策部 保健福祉政策課	有	有	国籍 ドメスティック・バイオレンス
3	オンライン結合	児童相談所における記録作成業務等の効率化を目的とする「A i C A Nアプリを活用した実証実験」への参加に際し、閉域ネットワーク空間と結合されたタブレット端末を導入する。	区長	子ども・若者部 児童相談支援課	有	有	ドメスティック・バイオレンス